

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
------------------	----------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標 Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標 4	勤労者生活の充実を図ること
施策目標 4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
個別目標 1	中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること
	(評価対象事務事業) ・独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金
個別目標 2	勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること
個別目標 3	労働金庫の健全性のための施策を推進すること
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。	
2 根拠法令等 ○中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号) ○勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号) ○労働金庫法(昭和28年法律第227号) ○銀行法(昭和56年法律59号)	
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課 労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課
関係部局・課室	

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数(単位:人) (400,600人以上/平成20年度)	361,578 【102%】	438,120 【124%】	416,246 【117%】	415,249 【117%】	411,561 【103%】
2	勤労者財産形成融資の利用件数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】	2,418 【69.1%】
3	全労働金庫に対する検査実施状況(単位:%) (50%以上/毎年度)	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】	50 【100.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。
- ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。
- ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 中小企業退職金共済事業の普及促進等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数(単位:人) (400,600人以上/平成20年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	361,578 【102%】	438,120 【124%】	416,246 【117%】	415,249 【117%】	411,561 【103%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。</li> <li>・主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。</li> </ul>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金 (行政支出点総点検会議による個別指摘該当事業)					
平成20年度 予算額等	3,519百万円(補助割合:定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	3,519百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
<p>本運営費交付金は、国が、中小企業退職金共済制度(※)の運営を行う機構に対し、機構が行う掛金収納及び退職金給付等の基幹的業務に係る運営費(機構の人件費・事務費に係る費用)の交付を行うもの。</p> <p>(※)中小企業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度である。これにより、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に退職金制度を確立しようとするものである。中小企業退職金共済事業の運営については、独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)が行っている。 本制度は、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、特定の業種に期間を定めて雇用される労働者を対象とする「特定業種退職金共済制度」とからなっており、平成21年3月末現在、一般の中小企業退職金共済制度には約295万人、特定業種退職金共済制度には約284万人の中小企業労働者が加入している。</p>						
政府決定・重要施策との関連性						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	4,074	3,929	3,797	3,662	3,519	
予算上事業数等 (※)	-	-	-	-	-	
事業実績数等 (※)	-	-	-	-	-	

<p>実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）</p> <p>本運営費交付金が補助の対象としている中小企業退職金共済事業に関しては、平成20年度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業退職金共済制度在籍被共済者数が、前年度を上回ること（平成19年度末2,911,000人）</li> <li>・新規加入被共済者数を400,600人以上とすること</li> </ul> <p>を目標として事業に取り組んだ結果、それぞれ、2,951,352人、411,561人と目標を達成した。よって、本運営費交付金は、中小企業退職金共済事業の運営を図るために有効であったと評価される。</p> <p>また、本運営費交付金については、これまでも効率的な運営に努めてきたところであるが、平成20年12月1日に行政支出総点検会議より、「縮減すべき」との指摘を受け、平成21年度予算では対前年度△249百万円（△7.07%）の削減を図ったところである。</p> <p>平成22年度においても、引き続き平成21年度と同様効率的な運営を行い、平成22年度予算の概算要求においては、平成21年度よりさらに削減した予算額を要求している。</p> <p>※ 本事業予算は運営費交付金であり、「予算上事業数等」及び「事業実績数等」に該当する事項がないため、記載できない。</p>
---

個別目標2 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
（達成水準／達成時期）					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 勤労者財産形成融資の利用件数 （単位：件） （前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標2と同じ。	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】	2,418 【69.1%】
（調査名・資料出所、備考）					
・指標1は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。					

個別目標3 労働金庫の健全性のための施策を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
（達成水準／達成時期）					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 全労働金庫に対する検査実施状況 （単位：%） （50%以上／毎年度） ※施策目標に係る指標3と同じ。	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】	50 【100.0%】
（調査名・資料出所、備考）					
・指標1は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。					